

BEPS 行動計画 15

多国間協定の開発

～中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点～

January 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS 行動計画 15 : 多国間協定の開発

今回は多国間協定にかかわるお話です。

近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化は、インターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス取引の進展と相まって、従来、特定の国の課税権として捉えられてきたものが急速に機能しなくなるという状況をもたらしつつあり、これまでの2国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなってきています。

これらに対応することを目的としたBEPS においては、様々な議論がなされており、一つはこれまでの2国間租税条約の枠組みを超えた対応を要するものであり、もう一つはこれまでの2国間租税条約に関連するもののその修正を要するものといえ、行動計画15 は後者の問題に対応することを目的としています。

しかしながら、これまでおよそ100年間続いた国際税務の枠組みにおいて、各国により締結された数千近くに上る租税条約の一つずつを改正することを待っていたならば、その対応は半永久的に完成しないものといえ、ここにおいても何らかの新たな仕組みが必要となります。

そこで、行動計画15においては、新たな仕組みとしての多国間協定についての議論がなされています。

BEPS 15 多国間協定の開発

行動計画15は、租税条約にかかわるBEPS対応策を具現化するために、多国間協定を開発及び導入することを目的とした取組みです。

➤ 経緯

行動計画15については、2014年9月16日に第一次提言が公表され、その後も継続して議論が重ねられ、2015年10月5日に最終報告書が取りまとめられました。さらに、2016年5月末に具体的な多国間協定にかかわるディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2016年11月24日に「BEPS防止のための租税条約関連措置の実施に係る多国間協定」及びその説明文書が公表されることとなりました。

2015年10月に公表された最終報告書の内容は、2014年9月に公表された第一次提言である「2 国間租税条約改正のための多国間協定の開発」をほぼ踏襲した上で多国間協定への署名参加に向けた具体的プロジェクトの進め方を規定したものとなっていました。その後、正式な多国間協定の条文及び説明文書が完成公表され、現在は、当該協定に対する各国の参加が募られている段階にあります。

また、当初の多国間協定の策定にあたっては103ヶ国が開発グループとして参加しており、これら参加国の多くが当該協定の署名に正式に参加するものと予想されており、公式な署名式自体は2017年6月にパリで行われる予定となっています。

➤ 内容

行動計画15は、その他の行動計画により提言されている内容を具体的に導入するための手法を提供するものであり、それ自体何らかの税務上の問題に対応するものではありません。

また、当該多国間協定においては、具体的に、他の行動計画にかかわる内容が以下のような形で反映されています。

- 第1条から第2条 適用と用語解説（行動計画15）
- 第3条から第5条 ハイブリッドミスマッチ（行動計画2）
- 第6条から第11条 条約濫用（行動計画6）
- 第12条から第15条 恒久的施設認定回避（行動計画7）
- 第16条から第17条 紛争解決の改善（行動計画14）
- 第18条から第26条 仲裁（行動計画14）
- 第27条から第39条 最終規定（行動計画15）

ここでは、従来から存在する2国間租税条約を基礎として、各国が自ら選択を行った条項について、基礎となる2国間租税条約の内容を修正して適用するといった形態が採用されており、これらの内容が上

述のように規定されています。

従って、選択の内容は各国ごとに異なり、最終的な適用関係においては、極めて複雑なものとなることが想像されており、各国における具体的運用状況が見えてくるまでには相当の時間を要するものともいえ、当該協定への参加による具体的効果が認識されるまでには、注意深くその進展を見守る必要があると考えられます。

日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

日本政府のこれまでのOECD 及びG20 におけるBEPS プロジェクトへの関与の度合い及びこれまでの税務行政執行共助条約への参加経緯等からみて、当該協定への積極的な参加が予想されています。

(2) 中国

上述の多国間協定の策定にあたっての開発グループに参加していること及びG20 の主要メンバーであることから、当該協定への参加が予想されているものといえます。

同時に、現在迄に100以上の国家との間で2国間租税条約を有する中国において、多国間協定への参加が既存の国際的課税関係に与える影響を予想することは、現時点においては極めて困難であるものといえ、その執行状況を逐一見守る必要があるものと考えられます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

上述の通り、行動計画15はその他の行動計画により提言されている内容を具体的に導入するための手法を提供するものであり、ここでの影響は、行動計画15 の内容というよりは、多国間協定に規定されるそれぞれの行動計画に基づく影響といえます。

その中で、日中間の取引について最も大きな影響があると考えられるものは、第12条から第15条に規定される恒久的施設認定回避（行動計画7）にあるものと考えられます。

具体的には、代理人等を使用することにより中国に販売を行っている企業、建築作業にかかわる人員を派遣している企業以外にも、機器の販売にかかわる据付に従事している企業、出向者を派遣している企業、越境e-commerce に従事している企業等についても影響を受ける可能性があり、また、恒久的施設としての認定を受けた場合には、当該恒久的施設に属する人員にかかわる短期滞在者免税の適用が無くなるものとされていることから、企業所得税だけでなく、個人所得税についても注意を払う必要があることになるといえます。

従って、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

これまで解説してきたBEPSにかかわる15の行動計画は現在迄に当初目標とされていた完成をむかえ、今後これらの内容が実質的に動き出すことにより、これまでとは異なる新しい国際税務の時代が始まることになります。



すなわち、これまでの国際税務の主流であった2国間租税条約は2重課税排除という課税権の制限を目的としたものであり、ある意味においては譲歩による国際的調整を基礎としてきたものともいえる一方で、これからの国際税務の世界は、2重非課税排除という課税権の主張（確保）を目的としたものともいえ、これまでの世界とはまさに180度異なる方向に踏み出そうとしているといえます。

これから迫りくることが予想されるBEPSという荒波に備えるために、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

次回以降は、BEPSにかかわる個別のトピックやその進展状況について解説を行いたいと思います。

この記事は三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司のChina Reportからの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087



MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn